

使用開始日:2015年8月11日

アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド
追加型投信／内外／資産複合

(愛称) リそなオールスター



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド（愛称：リそなオールスター）の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年2月10日に関東財務局長に提出しており、平成27年2月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券 （資産複合（株式、債券、 不動産投信）資産配分固定型）	年12回 （毎月）	グローバル （日本を含む）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

設 立 年 月 日：1971年11月22日

資 本 金：12億円（2015年3月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

2兆6,283億円（2015年5月末現在）

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リそな銀行

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは主として、投資信託証券^{※1}に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※1 投資信託および外国投資信託の受益証券または投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。

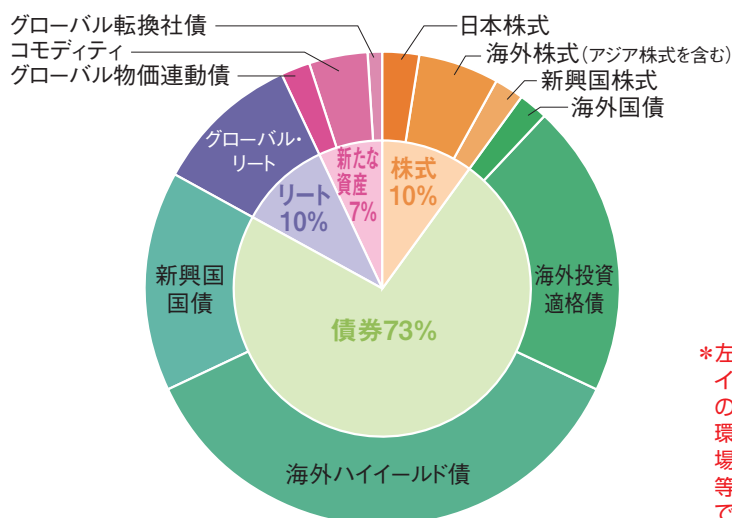
◎ファンドの特色

- 1 主として、投資信託証券に投資することにより、世界の11種類の資産に分散投資します。

資産の分散・地域の分散

- 世界の株式、債券に加えてリート、コモディティや物価連動債などの新しい資産にも投資します。
- 地域について欧米の先進国からアジア、新興国まで投資先を拡大しています。

イメージ図



*左記は各資産の基本配分比率のイメージ図であり、実際のファンドの組入とは異なります。また、投資環境の変化により見直しを行う場合があります。将来の投資成果等を保証あるいは予測するものではありません。

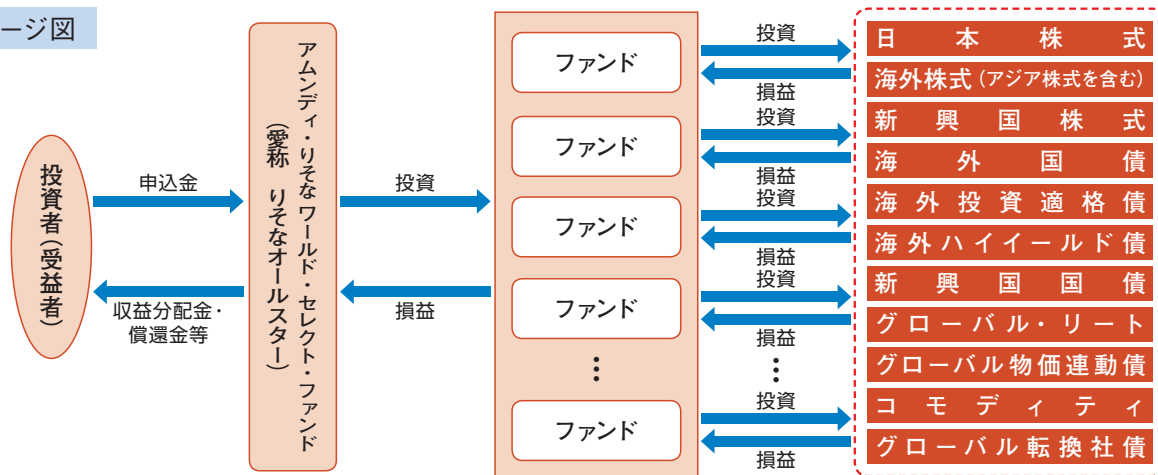
通貨の分散

- 世界の二大通貨(米ドル・ユーロ)に加えて、様々な通貨に分散します。

- 2 世界有数の運用会社が運用する投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式^{※2}で運用します。

※2 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

イメージ図



◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするファンドの概要

投資対象資産・基本配分比率		指定投資信託証券		国籍	運用会社	基本投資比率	信託報酬率（年率）
り そ な オ ー ル ス タ ー	→ 1 日本 株 式	2.5%程度	→ 1 Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	ルクセンブルク	株式会社 りそな銀行	2.5%程度	0.70%
	→ 2 海 外 株 式 (アジア株式を含む)	5.5%程度	→ 2 DWS欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.76%(税抜)
			→ 3 フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	フィデリティ投信株式会社	2.0%程度	0.72%(税抜)
			→ 4 Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ	ルクセンブルク	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.85%以内
			→ 5 Amundi Funds エクイティ・コリア	ルクセンブルク	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.85%以内
			→ 6 Amundi Funds エクイティ・インド	ルクセンブルク	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.85%以内
	→ 3 新 興 国 株 式	2.0%程度	→ 7 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)※3	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.86%(税抜)
	→ 4 海 外 国 債	2.0%程度	→ 8 アムンディ・海外国債インカムファンドF(適格機関投資家専用)	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	2.0%程度	0.46%(税抜)
	→ 5 海外投資適格債	20.0%程度	→ 9 ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	10.0%程度	0.55%(税抜)
			→ 10 Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	ルクセンブルク	アムンディ	10.0%程度	0.40%
	→ 6 海外ハイールド債	36.0%程度	→ 11 TCW ファンズ・MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ルクセンブルク	TCW インベストメント・マネジメント・カンパニー	18.0%程度	0.70%
→ 7 新興国国債	15.0%程度	→ 12 Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	ルクセンブルク	アムンディ	18.0%程度	0.60%	
→ 8 グローバル・リート	10.0%程度	→ 13 GIM新興国ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)※3	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	15.0%程度	0.75%(税抜)	
→ 9 グローバル物価連動債	2.0%程度	→ 14 CAグローバルREITマザーファンド	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	10.0%程度	—	
→ 10 コモディティ	4.0%程度	→ 15 世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	日本	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	2.0%程度	0.20%(税抜)	
→ 11 グローバル転換社債	1.0%程度	→ 16 ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブトラスト・FOFクラス	ケイマン	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エルピー	4.0%程度	0.45%※4	
		→ 17 JPモルガン ファンズ グローバル・コンバティブルズ ファンド(ユーロ)	ルクセンブルク	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	1.0%程度	0.95%	

※3 2015年5月29日付でファンド名が変更になりました。

※4 投資顧問会社等への報酬(いわゆる、委託者報酬に相当)のみの数字です。

*上記は2015年5月29日現在の投資信託証券の一覧(指定投資信託証券)です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。また、各投資対象資産の基本配分比率および各指定投資信託証券の基本投資比率は、投資環境の変化等により見直しを行う場合があります。信託報酬率については、国内籍指定投資信託証券の場合、委託会社等への報酬(委託者報酬)と受託会社等への報酬(受託者報酬)を合計した数字です。外国籍指定投資信託証券の場合、原則として、投資顧問会社等への報酬(いわゆる、委託者報酬に相当)、保管銀行業務および基準価額算定事務等に関する報酬(いわゆる、受託者報酬に相当)の他に、その他管理事務(登録、名義書換、監査、法律事務、印刷等の費用)に関する報酬を含む数字です。信託報酬率については、今後変更となる場合があります。

3 原則として、毎月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

利子・配当等収益を中心に分配を行います。基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心にボーナス分配をする場合があります。ただし、あらかじめ、一定額の分配をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

- ファンドは、毎決算時(毎月11日、休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

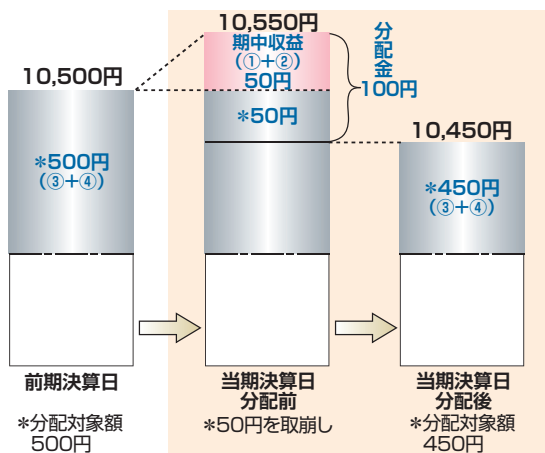
投資信託で分配金が支払われるイメージ



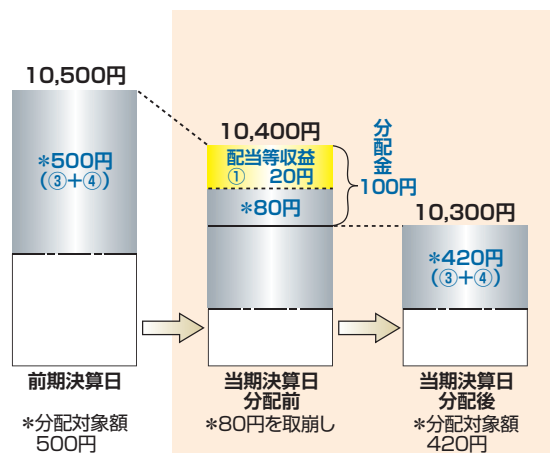
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

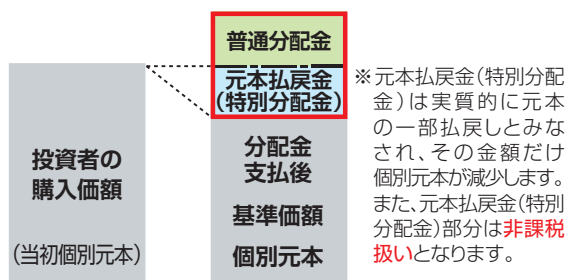


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

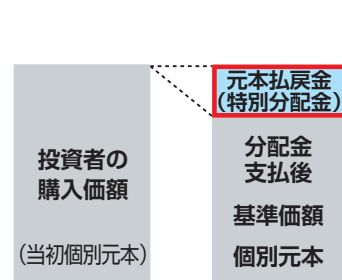
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

アムンディについて

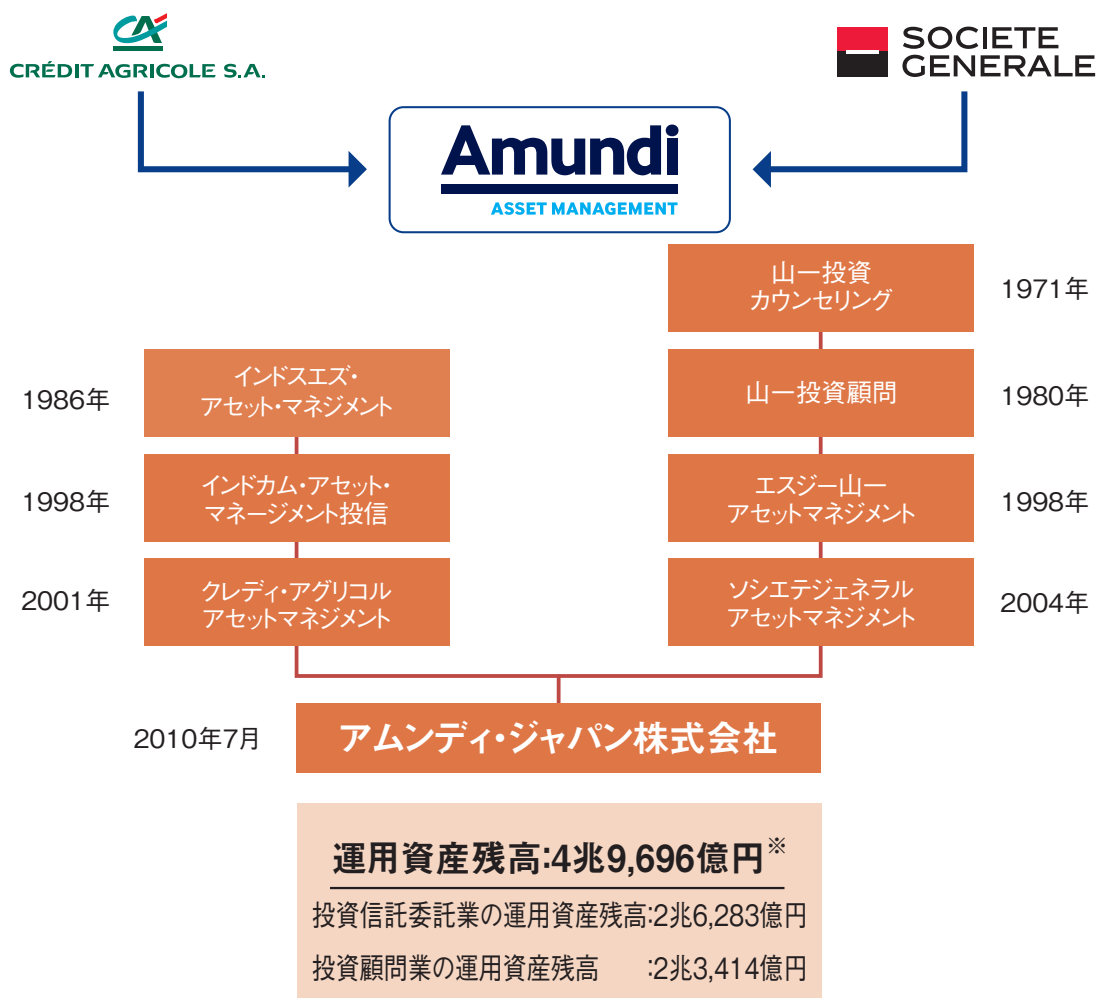
- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、8,660億ユーロ(約127兆円、1ユーロ=146.54円で換算)[※]の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。
- 欧州有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

アムンディ(Amundi)...

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語 Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

※2014年12月末現在

アムンディ・ジャパン株式会社について



※2015年5月末現在。

各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式、債券、リートなど値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

有価証券等の価格は発行体の経営・財務状況および経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。実質的に組入れられた有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該有価証券等の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落し、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 為替変動リスク

ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または政府当局による海外からの投資規制などの複数の規制が緊急に導入された場合あるいは政策が変更された場合等に、証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。また、新興国の経済状況は先進国に比べてぜい弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。

⑥ リート（不動産投資信託）に関するリスク

リート（不動産投資信託）の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。

⑦ コモディティ（商品）に関するリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります）。

⑧ 物価変動リスク

物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金は物価変動により、減少することがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

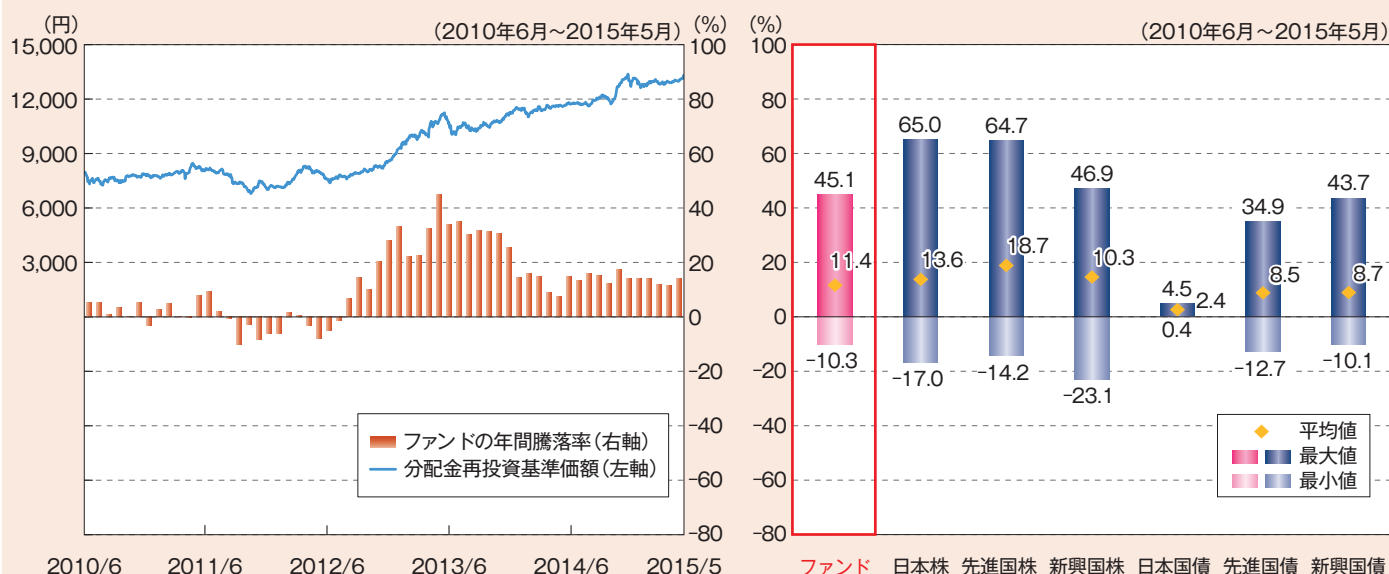
ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- *①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)およびファンドの分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは2010年6月から2015年5月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

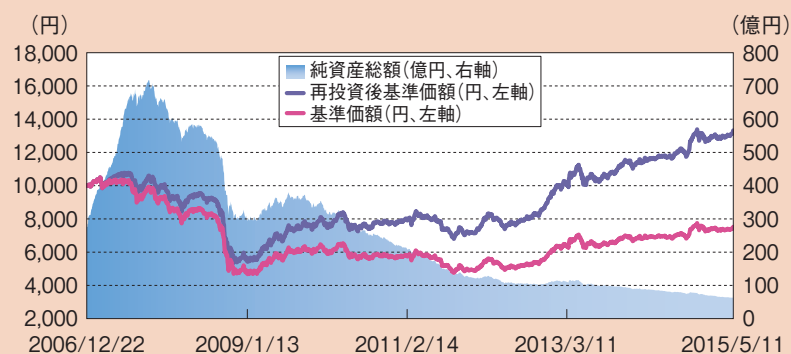
新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 7,522円 純資産総額 63.3億円

◎分配の推移

決算日	分配金
95期(2015年 1 月13日)	30円
96期(2015年 2 月12日)	30円
97期(2015年 3 月11日)	30円
98期(2015年 4 月13日)	30円
99期(2015年 5 月11日)	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	3,790円

*分配金は、1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

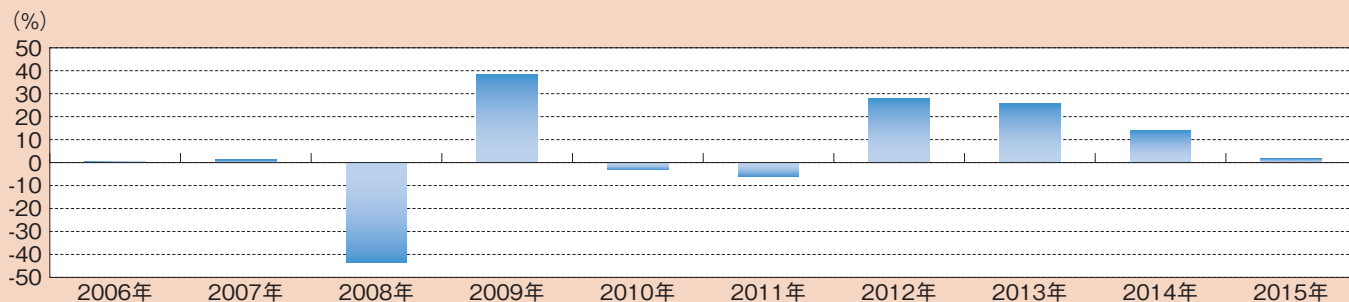
投資対象資産	指定投資信託証券 ^{*1}	基本投資比率(%)	組入比率(%)
国内株式	Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	2.50	2.55
海外株式(アジア株式を含む)	DWS 欧州株式ファンド	2.00	2.06
海外株式(アジア株式を含む)	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド	2.00	2.04
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ	0.50	0.57
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds エクイティ・コリア	0.50	0.57
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds エクイティ・インド	0.50	0.53
新興国株式	GIM エマージング株式ファンド ^{*2}	2.00	2.01
海外国債	アムンディ・海外国債インカムファンド	2.00	2.05
海外投資適格債	ドイツ・米国投資適格社債ファンド	10.00	9.53
海外投資適格債	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	10.00	9.43
海外ハイイールド債券	TCWファンズ・MetWest/ハイ・イールド・ボンド・ファンド	18.00	17.55
海外ハイイールド債券	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	18.00	17.36
新興国国債	GIM 新興国ソブリン・ファンド ^{*2}	15.00	14.45
グローバル・リート	CA グローバル REIT マザー・ファンド	10.00	9.56
グローバル物価連動債	世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)	2.00	2.03
コモディティ	ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト	4.00	3.93
グローバル転換社債	JPM グローバル コンバーティブルズ(ユーロ)	1.00	1.04
現金・その他(含む、未収配当等)		0.00	2.74
合計		100.0	100.0

*1 指定投資信託証券は一部略称で表示しております。

*2 ファンド名称が変更となりました。

*基本投資比率、組入比率は、純資産総額に対する割合です。組入比率は四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2006年は設定日(12月22日)から年末まで、2015年は年初から5月29日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルクの銀行休業日および ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいず れかに該当する場合）には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成27年2月11日から平成28年2月10日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他 やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた 購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。（設定日：平成18年12月22日）
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させること が投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受 託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月11日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売 会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
	3.24%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.2096%(税抜1.12%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。	
		〔信託報酬の配分〕 (年率)	
		支払先	料率
		委託会社	0.42%*(税抜)
		販売会社	0.65%(税抜)
		役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
		0.05%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
			ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		※ CAグローバルREITマザーファンドにかかる投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から年率0.015%(税抜)が支払われます。	
		信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
		(年率)	
	投資対象とする投資信託証券	料率	役務の内容
		上限0.95%	信託財産の運用・管理等の対価
		各組入投資信託証券の信託報酬については2ページの投資対象とするファンドの概要をご覧ください。	
	実質的な負担の上限	純資産総額に対して 上限年率2.1596%*(税込) ※ファンドの信託約款に定める信託報酬年率1.2096%(税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬等が最大のもの(年率0.95%)を加算しており、日本の消費税等を考慮した上限です。 ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。		
	・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用		
	・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます)		
	・信託財産に関する租税 等		
	※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。		
	※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

